

平成 26 年 8 月 5 日

被保険者各位

フジクラ健康保険組合

ジェネリック医薬品推奨パンフレット配布に伴う経緯及びお詫びについて

平素は当健保組合の運営にご理解ご協力頂き誠にありがとうございます。

さて今回被保険者の皆様にジェネリック医薬品推奨用のパンフレットを配布し既にお手元に届いている事と思いますが、配布に至った経緯等の説明が不足しており、また配布内容に不備がありました。そのお詫びと対応につきまして今回ご通知申し上げます。

まずは説明の不足及び不備がありましたことお詫び申し上げます。

(1) ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品とは「後発医薬品」とも呼ばれ、先に開発された先発医薬品（新薬）の独占販売期間（特許期間）が終了した後に販売が許可される、医療用医薬品のことを言います。新薬と有効主成分やその含有量は同じで、品質、安全性が同等とみなされているお薬です。後発品は新薬で掛かった莫大は開発費用がなくなる為、2割～7割の安価で提供できるのが特徴です。そして医師や薬剤師に相談し「後発医薬品」に変更することによりご自身の医療費の負担が軽減されることも大きな利点となります。

(2) ジェネリック医薬品推奨について

国民医療費が年々増大する中、医療費の抑制に繋がると期待されているのが「ジェネリック医薬品」です。ジェネリック医薬品の普及によって、一人ひとりの自己負担が安くなり、健保組合の医療費の節減にも大きな期待が、また日本の医療保険財政の改善になること、ひいては高齢化社会の進展によって増大を続ける国民医療費に歯止めをかけることにも成り得え期待は更に強まっています。現在、国を上げてその普及を進めており、当健保組合でも厚労省の指導のもと、被保険者・被扶養者の皆様への使用促進への取り組みを行っているところです。

(3) ジェネリック医薬品推奨パンフレットの配布及び不備について

先般、被保険者の皆様宛にジェネリック医薬品推奨パンフレット『お薬代が安くなる！だったら私は「ジェネリック」で』を郵送し配布致しました。

配布内容は、被扶養者の居ない被保険者の方にはパンフレットを、被扶養者の居る被保険者の方には被保険者の方にパンフレット、被扶養者の方に「希望シール」を被扶養者の人数分配布を致しました。

しかし、送付後パンフレットに不備が見付かりパンフレットの中に付く予定であったシー

